



## 論 説

# 日本商事仲裁協会(JCAA)の新しい動き ——3つの新仲裁規則の施行等

JCAA仲裁・調停担当業務執行理事／早稲田大学教授

道垣内正人 Masato Dogauchi

## I はじめに

国際商事仲裁の世界では、伝統的にはフランス、英国、アメリカの機関が世界を席巻してきたところ、最近特にアジアでは政府を巻き込んで仲裁機関の間の競争が激化している。このような中、日本も様々な国際仲裁振興策を進めている<sup>1</sup>。JCAAは、1950年に日本商工会議所内に設置された国際商事仲裁委員会を引き継ぐ組織であり、その歴史は長いが、これまで、国際的競争においては劣位に甘んじてきた。しかし、上記の動きに呼応して、JCAAとしても透明性を高め、仲裁規則を一新する等の措置をとり、国際的な競争に挑もうとしている。

以下では、まずIIにおいて、JCAA仲裁の透明化に向けた取組みを紹介した上で、IIIにおいて、2019年1月1日に施行したJCAAの3つの仲裁

規則について、その狙い、概要、いくつかの特徴的な規定について紹介する。最後にIVではJCAAの今後について触れる。なお、紙幅の制約上、以下ではもっぱら仲裁に焦点を絞って記述し、調停には触れないこととする<sup>2</sup>。

## II JCAA仲裁の透明化

### 1. JCAA役職員等の利益相反に係る方針の施行

JCAAは仲裁機関として、紛争の内容を知る立場にあるだけではなく、場合によっては、仲裁人・調停人の選任、忌避・解任の判断その他、事案の解決に影響を与える管理事務を行う。そのため、仲裁人・調停人と同様の中立公正性が求められる。これまでも、その点には注意が払われていたものの、明文のルールは存在していなかった。

しかし、万一にもこの点が原因で当事者の紛争解決に支障が生ずることになることはあってはならず、また、JCAAの仲裁・調停の管理業務への信頼を確保するため、2018年7月、JCAAは「役職員その他の関係者の仲裁・調停事件への関与に関する方針」を施行した（2019年2月一部改正）。

これは、①JCAAがその事業として「カルネ」<sup>3</sup>発給をし、この業務を担当する職員も存在することから、当該職員等への情報へのアクセスを遮断すること（2条2項）、②仲裁事件の管理業務を行う役職員は、JCAAの管理する仲裁事件について中立公正を妨げる事情があるときは関与してはならず（3条）、もちろん、JCAA仲裁における仲裁人・当事者代理人に就任してはならないこと（4条）、③当該役職員が法人である当事者の株式を保有する場合、当該役員が当事者又はその代理人から給与又はそれに準ずる報酬を継続的に受けている等の密接な利害関係を有する場合、当該仲裁事件に関与してはならないこと（5条1項・2項）、④当該役職員は、保有する株式及びJCAA以外の者から継続的に受けている給与等を予め理事長等に通知しなければならないこと（6条）等を定めるものである。

## 2. 仲裁人経験者名簿の公開

かねてからJCAAの仲裁人候補者名簿の公開による透明性の向上を求める意見があったところ、後述のような名簿に係る扱いの変更に先立ち、2018年8月に、1998年以降（過去20年間）の仲裁人経験者のうち、公開に同意された方々の名簿を公開した。

この名簿には、氏名、生年、国籍、手続言語及びその他の情報へのアクセスのためのURL等に

加え、JCAA仲裁の担当事件数を棒グラフにしたものを見（個々の事件の申立年も記載）、当事者選任仲裁人、単独仲裁人、第三仲裁人の経験1回をそれぞれ1点、2点、3点として計算して、その和を「経験値」として記している。この点数化はあくまで参考に過ぎないが当事者が仲裁人を選任する際の参考となり得るであろう。

これに対しては、JCAAの仲裁人経験者でなくとも、仲裁代理人や他の仲裁機関での仲裁人の経験、さらに仲裁に関する深い知見・理解等を有する方も含めてリスト化すべきであるとの意見もあり得よう。しかし、代理人といつても関与の仕方は様々であり、どの範囲まで他機関を広げるか、知見・理解を有する方をどのように特定するかといった問題が生ずる。上記の名簿はもっぱら客観的な情報の提供だけをするものである。

## 3. パブリック・コメントへの対応とコメントリーの公表

3つの仲裁規則案のJCAA理事会への提出に先立ち、2018年11月16日から約2週間パブリック・コメントを募集した。これに対して、日本弁護士1、日本弁護士のグループ3、日本企業の法務担当者2、外国弁護士2、外国弁護士事務所1、その他1から、66項目にわたるコメントを受領した。そこで示された指摘の一部は、同年12月6日に採択された最終条文に盛り込まれている。

同年12月26日、この66項目に対するJCAAの対応及び見解をまとめた一覧表を公表した。この一覧表には、条文の趣旨説明が多く含まれており、当面は、現在準備中のコメントリーと同様の機能を果たすことになる。なお、コメントリーは固定的なものとはせず、より一層の透明性を確保するため、運用上先例となるものを今後継続し

1 杉原隆之「国際仲裁の活性化に向けた政府の取組」本誌1124号（2018）4頁、松本朗「国際仲裁の活性化に向けた政府の取組と今後の展望」本誌1137号（2019）47頁参照。

2 たとえば、図1で紹介するJCAAの役職員等の利益相反に係る方針は、調停事件との関係でも等しく適用され、また、図3(1)で紹介する名簿も実際には調停人経験者も掲載している。

3 「物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約」（ATA条約）に基づき、演奏家のヴァイオリン等の「職業用具」、取引相手に個別に提示する「商品見本」等の物品を外国へ一時的に持ち込む場合、当該外国の税關で免税扱いの一時輸入通関を受けるための「通関手帳」を発給する業務である。

て盛り込み、バージョン・アップを随時行う予定である。

### III JCAAの3つの新仲裁規則

#### 1. 3つの新仲裁規則の概要

JCAAは、2019年1月1日から、ビジネス界の様々なニーズに応えるべく、従来の2つの規則を改正し、また、新たに1つの規則を制定することによって、3つの仲裁規則による仲裁サービスを提供している。

第1は、「UNCITRAL仲裁規則」に基づく仲裁である。これは、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)がアド・ホック仲裁のために策定した仲裁規則を機関仲裁規則に転用して基本ルールとし、これに仲裁管理サービス等を組み合わせるための補則であるJCAAの「UNCITRAL仲裁管理規則」を合わせて適用するものである。UNCITRAL仲裁規則は必要最小限の規定のみを置くものであり、仲裁人の裁量の幅が大きいので、経験豊かな仲裁人及び代理人であれば、彼らの常識に沿って手続を進めることができるため、外国の当事者にとっても安心して手続に臨むことができる。JCAAは従来からこの規則による仲裁を提供してきたが、あまり多くの利用はなかった。そこで、補則を改正し、高額の仲裁人報償金を可能とともに、米ドル表示とし、世界的に定評のある仲裁人が世界標準の柔軟なルールに基づいて最高品質の紛争解決を提供することを可能とした。

第2は、「商事仲裁規則」に基づく仲裁である。従来からあるJCAAの商事仲裁規則を鍛磨進化させ、外国の諸仲裁機関の規則には見られないきめ細かなルールを定め、曖昧さから生ずる紛糾を防止し、円滑な紛争解決を提供するものである。

第3は、新たに制定した「インタラクティヴ仲裁規則」に基づく仲裁である。上記の改正商事仲

裁規則と共に規定を備えつつ、手続過程において当事者と仲裁人との間での「対話」に関する規定を置き、かつ、仲裁人報償金を定額制とすること等により、世界の大勢となっている英米法型の行き過ぎたとも思われる当事者主義的な手続に対して、仲裁廷によるグリップを効かせた手続により、コストの面でも分かりやすい紛争解決を提供しようとするものである<sup>4</sup>。ブラック・ボックス化した手続の末に仲裁判断が示される英米法型仲裁と差別化すべく、この規則による手続では、当事者は、自らの紛争が仲裁廷にどのように理解されているかを把握でき、紛争解決の方向性を認識した上で、必要十分な攻撃防御を尽くすことが可能となる。これは、日本を含む大陸法系の国の企業を当事者とする国際商事紛争のみならず、日本国内の紛争の仲裁による解決をJCAA仲裁に取り込むことを狙ったものである。

それぞれの規則による仲裁の特徴は、より具体的には以下の通りである<sup>5</sup>。

#### 2. UNCITRAL仲裁規則及びUNCITRAL仲裁管理規則

UNCITRAL仲裁管理規則は、JCAAを事務局としてUNCITRAL仲裁規則による仲裁を行うために必要最小限の事項を定めたものである。重要な点は、JCAAの独自の手続ルールをできる限り加えず、必要最小限の補充に止めていることである。管理規則の本体部分については実質的な改正はしていない。

管理規則のうち特筆すべき点は、仲裁人報償金を、原則として、500米ドルから1500米ドルの間でJCAAが定める時間単価によるタイムチャージ制を設けた点である。具体的には、仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、適切な場合には当事者の意見を聴いてJCAAが決定する。ただし、仲裁廷の長の時間単価は、他の仲裁人の時間単価を下回らないものとするとの条件がある。もとより、全当事者の合意がある場合には、JCAAは異なる時間単価を定めることができる(20条2項)。また、大型事件では手続が長期化することが避け

られない場合もあることから、すべての当事者の同意を得た上で、仲裁手続の終了前でも仲裁人報償金の中間払いをすることができる（22条2項）。なお、この管理規則の正文は英語のみである。このように、UNCITRAL仲裁規則による仲裁は、よい意味での仲裁の「ウィンブルドン化」<sup>6</sup>を可能とするものである。

### 3. 商事仲裁規則

特徴ある新規定は以下の通りである。

#### (1) 仲裁人候補者名簿

機関仲裁がアド・ホック仲裁に優位する点はいくつかあるが、仲裁人の選任が行き詰った場合、当事者に代わって仲裁人を選任することのほか、当事者等による仲裁人の選任において参考となる仲裁人候補者名簿を提供することは仲裁機関の重要な任務である。

JCAAも、当事者の要請に応じて仲裁人候補者名簿を提供する（9条）。JCAAは、仲裁人候補者データベースを作成・維持しておき、事案ごとにそのデータベースから、また必要に応じてデータベース外の人も調査もして、相応しいと考える複数の仲裁人候補者を掲載した名簿を作成して、これを当事者に提供する。このデータベースは非公開とする、これとは別に、II 2 記載のようにJCAAは客観性のある情報としてJCAA仲裁人経験者名簿を公開している。

当事者選任仲裁人が第三仲裁人を選任する場合においても、上記の規定の適用範囲外であるが、JCAAはこれに応じて候補者名簿を提供する。また、JCAAが仲裁人を選任する場合にも、このデータベースを活用することになる。JCAAの判断で1人を選任することもあるが、場合によっ

ては、複数の候補者を両当事者に示し、それぞれ点数を付けてもらって、その合計点を考慮してJCAAが選定するという方法をとることもあり得る。いずれにしても、JCAAとしては、事案に応じて迅速かつ的確に相応しい候補者を検索して特定することができる形で仲裁人データベースの充実・アップデートに努める必要がある。

#### (2) 仲裁人の公正・独立性

仲裁人と当事者との間の利益相反についての開示義務違反を理由とするJCAAのもとでの仲裁判断の取消しの訴えについて、最三決平成29・12・12（民集71巻10号2106頁）が判断を示したことから、それを参考に、取り消されない仲裁判断とすべく開示義務を詳細に規定している。具体的には、①仲裁人の在任中は公正かつ独立であり続けなければならないこと（24条1項）、②仲裁人への就任の依頼を受けた場合、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実について合理的な調査を行うこと、その結果、そのような事実が判明した場合には、仲裁人への就任を辞退するか、又はそのような事実のすべてを依頼した者に対して書面により開示し、その者に依頼の撤回をするか否かの判断を委ねなければならないこと（2項）、③仲裁人に選任された者は、公正独立表明書により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、自己の公正性若しくは独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示し、又はそれがない旨表明しなければならないこと（3項）、④仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実について継続的に合理的な調査を行うこと、その結果、そのような事実が判明した場合には、書面に

4 商事法務研究会・国際仲裁制度研究会「わが国における国際仲裁の発展に向けて」本誌1125号（2018）8頁、柏木昇「日本の仲裁活性化のための提言（座長私案）（上）」本誌1126号（2018）47頁参照。なお、ドイツ仲裁協会での同様の認識について、シュテファン・ヴィルスケ（細川慈子訳）「ドイツ仲裁協会（DIS）の2018年仲裁規則改正について」JCAジャーナル2018年6月号12頁参照。

5 特に、商事仲裁規則とインタラクティヴ仲裁規則の特徴のある規定についてのやや詳細な説明については、道垣内正人「日本商事仲裁協会（JCAA）の新しい仲裁規則における若干の規定について」仲裁とADR第14号（2019）掲載予定。

6 ウィンブルドンで開催されるテニスの全英オープンにおいて、地元英国の選手ではなく、他国の選手同士が対戦しているように、JCAAは単に場を提供しているだけで、外国の当事者を外国弁護士が代理し外国人で構成される仲裁廷が仲裁判断を下すという仲裁をいう。

より、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、これを開示しなければならないこと（4項）、⑤仲裁人就任時に、その時点以降に③記載の事実が生ずる可能性がある旨の一般的な開示を行うのみでは、継続的開示義務を履行したことにはならないこと（4項）、以上である。

仲裁機関にとって、そのもとでされた仲裁判断が裁判所により取り消されるのは大きなダメージであるので、そのようなことにならないよう仲裁人に対して注意を喚起していく必要がある<sup>7</sup>。

### （3）第三仲裁人選任の際の当事者からの意見聴取

当事者は第三仲裁人の選任に重大な関心を有しているのが普通であり、そのことを忖度して、当事者選任仲裁人が他方の当事者選任仲裁人との間の合意で選任する第三仲裁人の選任に当たって、自らを選任した当事者の意見を聴こうとすることがある。しかし、公正かつ独立の立場にある者として仲裁人に就任した以上、一方の当事者とのみ連絡をとることは適切ではない。もっとも、当事者自治を原則とする仲裁であることから、一切の連絡を禁止することも適切ではないであろう。

そこで、すべての当事者の書面による合意がある場合に限って、第三仲裁人の選任につき当事者選任仲裁人がそれぞれの当事者からの意見を聞くことを認めている（28条5項）。そうでない限り、当事者選任仲裁人は個別に当事者と連絡をとってはならず、当事者もその仲裁人に個別に連絡をとってはならない。この明文の規定を置くことにより、この点をめぐって当事者及び仲裁人が異なる理解に基づき異なる行動をとることから生ずる混乱を防止している。

### （4）仲裁人補助者

仲裁人が当事者や他の仲裁人の了解を得ることなく、同じ法律事務所のアソシエイト等を補助者として使用し、仲裁人としての仕事の一部をさせる例がある。しかし、これは当事者が仲裁人に期待するところと異なるおそれがあり、また、仲裁人報償金の算定や秘密の漏洩について争いが生ずる

るおそれがある。そこで、これにつき、次のような明文の規定を置いている。すなわち、①仲裁人は、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならないこと（33条1項）。これに反しない範囲で、単独仲裁人又は仲裁廷の長に限って、仲裁人補助者を用いることができるものの、用いる場合には、その仲裁人補助者に関する情報を示し、作業内容について説明し、報酬を支払う場合にはその計算方法等を明らかにした上で、書面によりすべての当事者の了解を得なければならないこと（2項）、②仲裁人補助者には、仲裁人と同じ公正・独立性を求め、守秘義務を課すこと（3項）、③仲裁人補助者の報酬及び経費は、仲裁人報償金に関する規定上は経費とするが、その仲裁人補助者を用いた単独仲裁人又は仲裁廷の長について上限額を算定する際には、仲裁人補助者の報償金を当該仲裁人の報償金と読み替えること（4項）、以上である。

### （5）少数意見の記載禁止

3人の仲裁人により構成される仲裁廷における意思決定は最終的には多数決によるところ、少数意見となった仲裁人が少数意見の仲裁判断への記載を求めることがある。しかし、仲裁廷の合議の内容は本来非公開であるので、少数意見を記載することは当該仲裁人の自己満足という側面が強いばかりか、当該仲裁人が当事者選任仲裁人である場合には、自分を選任した当事者に対して自分は当該当事者の主張を支持していたことを少数意見という形で知らせるという仲裁人の倫理違反行為になりかねず、また、その少数意見の内容次第では、仲裁判断取消しの訴えの端緒となり得る。そこで、3人の仲裁人で構成される仲裁廷の場合、仲裁判断には仲裁廷としての決定のみを記載し、仲裁人は、その少数意見をいかなる形であれ仲裁廷の外に漏らしてはならないことを明記している（63条）。

### （6）迅速仲裁手続

従来から請求額等が2,000万円以下の場合には、現実に会合をする審問を1回に限定し、仲裁

廷成立から3か月以内に仲裁判断を下すこと等を骨子とする手続があったところ、通信環境の変化に対応して、原則として、請求額等が5,000万円未満の場合には現実に仲裁廷と当事者とが会する審問期日がない手続によることを可能とする手続に改めている(83条以下)。

#### (7) 仲裁人報償金ルールの明確化

仲裁人報償金に関するルールを合理化し、かつ、JCAAの判断の余地を縮減した。具体的には、①仲裁人報償金はタイム・チャージ制とし、時間単価を原則として一律5万円としたこと(93条2項)、②当事者の予見可能性を担保するため、仲裁人報償金に上限額を設定していたところ、3人の場合においては総額について設定していたのを改め、各人について仲裁人報償金額の上限を設定した上、仲裁廷の長とそれ以外の仲裁人とで作業の負担の違いがあることから、単独仲裁人の報償金額の上限を基準として、仲裁廷の長はその120%、その他の仲裁人は80%としたこと(94条3項)、③仲裁人報償金を費消した時間に応じて遞減させていくシステムは、迅速な手続を促す有効な方法のひとつであると考えられることから、これを維持するものの、通常の国際仲裁事件の実績に鑑み、時間単価の遞減が開始される時間を60時間から150時間に引き上げ、150時間費消した時点で10%の遞減が始まり、以下、50%の金額になるまで50時間ごとに10%ずつ低減していく仕組みにしたこと(95条)、④仲裁判断の言渡し前に仲裁手続が終了した場合及び仲裁人が欠けた場合の仲裁人報償金についてのルールを合理的かつ明確なものとするため、(i)仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合にはすべての仲裁人に報償金が支払われないこと、(ii)死亡、忌避、解任(当事者間の合意による解任を除く。)又は辞任によって仲裁人が欠けた場合には、当該仲裁人に報償金が支払われないこと、(iii)(ii)にかかわらず、複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合

であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、仲裁人でなくなるまでの仲裁時間、最終的な紛争解決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAAが当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定すること(96条1項・2項)、⑤仲裁廷成立前であれば、仲裁人報償金の上限額、時間単価、時間単価の遞減及び仲裁人報償金の減額等について、別段の合意をすることとすること(97条1項)、⑥仲裁廷成立後、仲裁手続中に、仲裁人が仲裁手続の途中に報償金の引き上げを要請する例があるところ、これは当事者を困惑させる不適切な行為であると考えられることから、当事者及びJCAAに対して仲裁人報償金の増額について交渉してはならず、すべての当事者が同意する場合であっても、仲裁人報償金の計算方法は変更することができないこと(98条)、⑦航空運賃はビジネスクラス料金(他の交通手段においてもこれに相当するクラスの料金)、宿泊を必要とする場合は、1泊あたり60,000円の宿泊費(食事代その他の費用を含む。)に一律化したこと(101条)、⑧緊急仲裁の利用を促すため、従来200万円であった報償金を、120万円に引き下げたこと(102条2項)、以上である。

### 4. インタラクティヴ仲裁規則

この手続を特徴付けるのは以下の3点である。

#### (1) 仲裁廷と当事者との「対話」(その第1回)

当事者が適切かつ効率的な主張立証活動を行うことができるようにするため、仲裁廷から当事者に対して仲裁手続の進行の過程で2回にわたり方向性を示すことを義務付ける。このような作業により、当事者及び仲裁廷が共通の認識をとりあえず持つことができることとなる結果、当事者間の主張立証活動が整序され、的を射たものとなることが期待される。また、この「対話」のために仲裁廷は手続中に、仲裁判断の基礎となるような書面を作成することになり、その結果、結審後の仲

<sup>7</sup> その際、国際仲裁における利益相反に関するIBAガイドラインは、重要な指標として参照されるべきである。

裁判判断書の作成期間を短縮することができるという効果も期待される。もっとも、手続の早い段階で争点を完全に整理しようとすると、場合によっては相当な時間を要することになり、しかもその結果は必ずしも生産的ではないこともあることから、仲裁廷としては、当事者の主張は聴き置き、争点は以降の手続の中で確定していくという姿勢をとるべきであろう。

具体的には、第1回の「対話」については、①手続のできるだけ早い段階で、仲裁廷が、(i)当事者の請求に関する事実上及び法律上の根拠についての主張を整理し、(ii)それを前提として導き出される暫定的な事実上及び法律上の争点とともに、書面により当事者に提示して、期限を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えなければならないことを義務付けること(48条1項)、②仲裁廷による当事者の主張の整理及び暫定的な争点の提示に対して、当事者は、仲裁廷が定めた期限までに、同意する部分としない部分とを明らかにして、書面により、意見を述べるものとすること(2項)、③仲裁廷は、当事者が述べた意見を考慮して、当事者の主張の整理及び争点を修正することができ、それをそのまま、仲裁判断における当事者の主張の部分の記載とすることができるこ(3項・4項)、④その後の手続の進行に伴い、当事者の主張の整理について加筆修正が必要であると思料する当事者は、その旨仲裁廷に書面により申し出ることができ、仲裁廷は、時機に後れていることを理由にその申し出を退けない限り、その加筆修正後の当事者の主張の整理を仲裁判断における当事者の主張の部分として採用することができること(5項)、以上のことと定めている。

## (2) 仲裁廷と当事者との「対話」(その第2回)

第2回の「対話」は、手続の中間段階で、仲裁廷が争点についての暫定的な考え方を開示することである。証人尋問を実施することは、時間と費用を要することになるため、その要否を決定する前に、当事者に主張立証を要する事項を示唆し、主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うこ

とができるようにするため、争点について仲裁廷の暫定的な考え方を明確に整理し、当事者に書面により提示しなければならないこととしている。ただし、開示された考え方方は仲裁廷を拘束するものではなく、このような開示をしたことを理由として仲裁人の忌避を申し立てることはできないことも定めている。

第2回の「対話」について、具体的には、①仲裁廷は、当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようするため、証人尋問の要否を決定する前までに、(i)仲裁廷が重要と思料する事実上の争点及びそれについての暫定的な考え方、(ii)仲裁廷が重要と思料する法律上の争点及びそれについての暫定的な考え方、(iii)その他重要であると思料する事項、以上の事項を可能な限り整理し、当事者に対し書面により提示しなければならないこと(56条1項)、②仲裁廷は、上記の各項目について、期限を定めて、当事者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこと(2項)、③当事者は、期限までに、書面により意見を述べることができ、この意見においては、証人尋問を求めるか否かについての意見も述べることができること(3項)、④仲裁廷は、当事者の意見を勘案し、証人尋問を行うか否かを決定しなければならないこと(4項)、⑤①により提示した仲裁廷の見解は、その後の仲裁廷の判断を何ら拘束するものではないこと(5項)、⑥当事者は、仲裁人が①により見解を提示したことを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできないこと(6項)、以上のことと定めている。

上記①の心証開示においては、書面記載するにはなお熟していない争点については、その旨記載すれば十分である。そのような事項が特定できれば、当事者はその後の活動の焦点が明確になるので、それで十分に効果があるからである。いずれにしても、この第2回の「対話」として仲裁廷の提示した書面は、そのまま当事者のトップによる紛争処理に関する経営判断のための資料となる。そして、場合によっては和解の可能性を探ること

もあり得よう。また、手続を続行する場合にも、証人尋問を含めて攻撃防御のターゲットが明確になるので、必要十分な手続になることが期待される。

### (3) 仲裁人報償金の抑制・定額化

インタラクティヴ仲裁規則のもとでの仲裁人報償金は、金額を抑制し、かつ定額制としている。具体的には、請求金額に応じて5つの区分とし、たとえば1億円以上50億円未満の場合には、単独仲裁人であれば300万円(94条)、3名の仲裁人の場合には、仲裁廷の長400万円、当事者選定仲裁人250万円の定額制としている(計900万円)(95条)。

このような仕組みを採用した理由は、①仲裁人の仕事は、本来、裁判官の職務と同様に高度な廉潔性(noble integrity)が要求されてしかるべきであり、報酬を目的とする仕事であるべきではないのではないか、②当事者としてはできれば早急な紛争解決がされることを望んでいるにも拘わらず、時間を費消すればするほど仲裁人の報酬額が多くなるタイムチャージ制の採用には違和感があるのではないか、③弁護士への依頼に当たってタイムチャージ制ではなく、成功報酬制を採用している当事者にとっては、仲裁人の報酬がタイムチャージ制であることは理解しにくいのではないか、以上のような考慮にある。

なお、仲裁人の任務は紛争解決であるので、当事者間の仲裁手続中の和解等により仲裁手続が終了した場合であっても、仲裁人報償金は原則として減額されない(96条1項)。

## 5. 3つの規則の適用関係

2018年12月31日以前に仲裁申立てがされた事件については、2019年1月1日以降もそのまま改正前の規則による。他方、2019年1月1日以降に仲裁申立てがされた事件については、①JCAAの商事仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則

による旨の合意がある場合、改正後の商事仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則(及びUNCITRAL仲裁管理規則)がそれぞれ適用される。②適用される規則を明示しないでJCAAのもとでの仲裁を行う旨の合意をしている場合、デフォルト・ルールとして、改正後の商事仲裁規則が適用される。③インタラクティヴ仲裁規則が適用されるのは、仲裁合意においてその旨明記されている場合だけである。ただし、その旨の合意がない場合であっても、JCAAにより選任又は確認された仲裁人が1人もいない段階であって、当事者間の書面による合意があれば、インタラクティヴ仲裁規則を適用することができる。

## IV 今後の課題

JCAAとしては、それぞれ特徴を持つ3つの仲裁規則を持ち、ビジネス界のあらゆるニーズに対応したきめ細かく的確な仲裁サービスを提供していくことを内外にアピールし、これらの規則を指定してJCAAでの仲裁により紛争を解決する旨の条項の採用を奨励促進していく必要がある。また、国際商事調停規則についてもかかるべく改めるべき点は改め、これも普及促進していく必要がある。さらに、M&Aにおける被買収企業の価格決定等、取引において価格等の数値を定める必要がある局面は少なくないところ、これを迅速・安価かつ合理的に決定する手続を提供することについて、どの分野でどの程度のニーズがあるのか、どのような評価人がどれくらいの報償金で判断をするのが常識にかなうのか等を調査した上で、適切であると判断されれば、このための制度を新たに創設して、価格等決定手続サービスを提供していく。その他、JCAAがビジネス界のためにどのような役割を果たすべきかを調査検討し、かかるべく事業を展開して参りたい。